

市第25号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区民文化センター	西区岡野二丁目 3 番30号	神奈川共立・ハリマビシステム 共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 加藤 晴夫 社 長	横浜市鶴見区民文化センターの供用開始の日から平成28年 3 月31日まで
横浜市戸塚区民文化センター	西区北幸一丁目 4 番 1 号	アートプレックス戸塚株式会社 代表取締役 加藤 哲郎 社 長	横浜市戸塚区民文化センターの供用開始の日から平成39年 3 月31日まで

提 案 理 由

横浜市鶴見区民文化センター及び横浜市戸塚区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

神奈川共立・ハリマビステム共同事業体の構成員

- 1 西区岡野二丁目3番30号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 加藤 晴夫

- 2 神奈川区鶴屋町2丁目23番地の2

株式会社ハリマビステム

代表取締役社長 鴻 義久

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）